

農業分野におけるJ-クレジット創出に向けた 案件創出支援

参考資料

株式会社野村総合研究所

2023年10月16日



目次

1 J-クレジット制度の概要

P2~5

2 支援対象の方法論

P6~10

1. J-クレジット制度の概要

J-クレジット制度とは

- J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証される。
- 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。

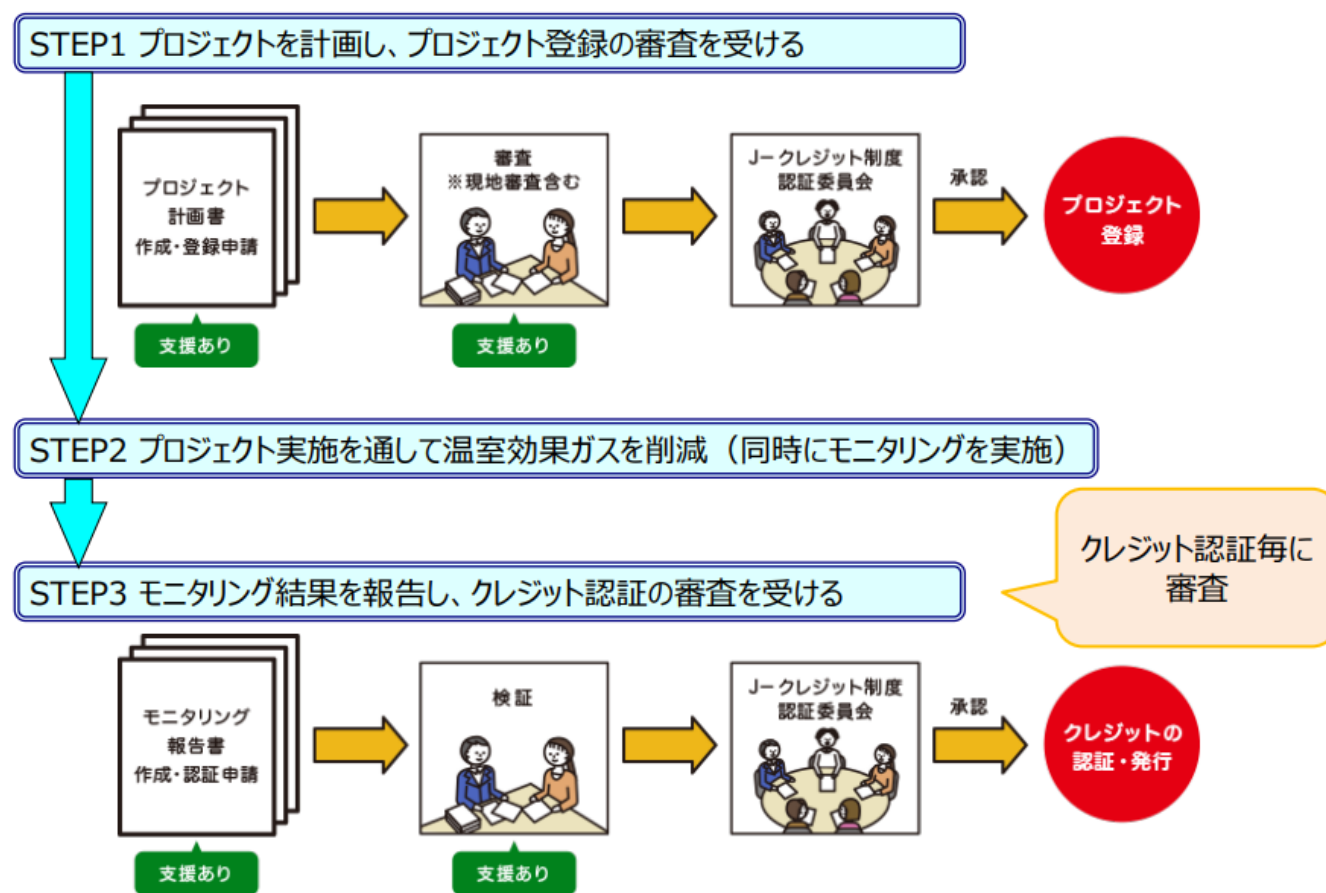


1. J-クレジット制度の概要

J-クレジット制度への登録、認証の流れ

- プロジェクト登録、クレジット認証には、J-クレジット制度認証委員会による審査を受け、承認される必要がある。
- J-クレジット制度事務局では、プロジェクト計画書作成、審査費用等に関する支援制度が用意されている。

J-クレジット制度への登録、認証の大まかな流れ



1. J-クレジット制度の概要

プロジェクトの形態

- プロジェクトの登録形態は「プログラム型プロジェクト」と「通常型プロジェクト」に分かれる。
- 「プログラム型プロジェクト」は削減・吸収活動を随時追加することが可能である。

プロジェクト形態	特徴
プログラム型プロジェクト	<p>家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、複数の削減・吸収活動を取りまとめ1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。</p> <ol style="list-style-type: none">① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。
通常型プロジェクト	<p>基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)</p>

1. J-クレジット制度の概要

J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント

- プロジェクト登録において、設備の稼働時期や投資回収年数等、下記のとおり要件がある点に注意すること。
 - ✓ 日本国内で実施されること。
 - ✓ プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。
 - ✓ クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間（森林経営活動プロジェクトは登録申請した年度の開始日から最大16年間）。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）。
 - ✓ 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
 - ✓ 追加性を有すること。
 - ✓ 本制度で定められた方法論が適用できること。
 - ✓ 審査機関による第三者認証を受けていること。
 - ✓ クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。

※各要件の詳細については、J-クレジット制度事務局資料（https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf）を確認すること。

※本支援で対象とする方法論、適用条件については、P6～10に掲載。

2. 支援対象の方法論

本支援において対象とする方法論

- 対象となる方法論は以下のとおり。
- なお、プログラム型プロジェクトと通常型プロジェクトで対象となる方法論が異なる点に注意すること。

プロジェクト形態	対象とする方法論
プログラム型プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">● AG-001 牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌● AG-002 家畜排せつ物管理方法の変更● AG-003 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥● AG-004 バイオ炭の農地施用● AG-005 水稻栽培における中干し期間の延長● EN-S-001 ボイラーの導入※● EN-S-002 ヒートポンプの導入※● EN-S-004 空調設備の導入※● EN-R-001 バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替※● EN-R-005 バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替※ <p>（※の方法論については、取組実施者が全て農業を営む団体、個人である場合のみ支援対象とする。）</p>
通常型プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">● AG-001 牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌● AG-002 家畜排せつ物管理方法の変更● AG-003 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥● AG-004 バイオ炭の農地施用● AG-005 水稻栽培における中干し期間の延長

2. 支援対象の方法論

(参考) 本支援で対象となる各方法論の内容及び適用条件 (1/4)

- 将来的にプロジェクトとして承認されるためには、各方法論に適用するための条件を全て満たす必要がある。

方法論No.	方法論名称	方法論の対象	適用条件
AG-001	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	慣用飼料に代えてアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、排せつ物管理からのN2O排出量を抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> 条件 1：プロジェクト実施前には慣用飼料を給餌しており、その給餌量が牛は「日本飼養標準」に基づく慣行レベル（標準 CP 値）に安全率 20%を見込んだ水準（標準 CP 値の 1.2 倍）を、豚は「日本飼養標準」に基づく慣行レベル（標準 CP 値）に安全率 20%を見込んだ水準（標準 CP 値の 1.2 倍）を、ブロイラーはブロイラー品種ごとに定められた栄養推奨値の CP 値に安全率 10%を見込んだ水準（栄養推奨値の CP 値の 1.1 倍）を上回らないこと。 条件 2：プロジェクト実施後には慣用飼料の CP 含有率（%）から 1～3%引き下げた CP 含有率のアミノ酸バランス改善飼料を給餌しており、その給餌量が牛は「日本飼養標準」に基づく慣行レベル（標準 CP 値）に安全率 20%を見込んだ水準（標準 CP 値の 1.2 倍）を、豚は「日本飼養標準」に基づく慣行レベル（標準 CP 値）に安全率 20%を見込んだ水準（標準 CP 値の 1.2 倍）を、ブロイラーはブロイラー品種ごとに定められた栄養推奨値の CP 値に安全率 10%を見込んだ水準（栄養推奨値の CP 値の 1.1 倍）を上回らないこと。 条件 3：プロジェクト実施前後の排せつ物処理方法は温室効果ガスインベントリ報告書で記された「貯留、天日乾燥、火力乾燥、炭化处理、強制発酵、堆積発酵、焼却、浄化、メタン発酵、産業廃棄物処理、放牧又はその他」のいずれかであること。 条件 4：アミノ酸バランス改善飼料を給餌する家畜は、乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラーであること。 条件 5：ブロイラーへの給餌について、プロジェクト実施後の1日1羽当たりのCPの給餌量（重量）は、プロジェクト実施前より増加しないこと。
AG-002	家畜排せつ物管理方法の変更	家畜の飼養における排せつ物の管理方法を変更することによりCH4及びN2O排出量を抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> 条件 1：プロジェクト実施前の家畜排せつ物管理方法から、GHG排出量が少ない家畜排せつ物管理方法へと変更すること。また、プロジェクト実施前後で、家畜排せつ物の管理方法が日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定される管理区分に該当すること。 条件 2：プロジェクト実施前後で、家畜種を変更しないこと。 条件 3：家畜は、日本国温室効果ガスインベントリ報告書で規定される牛（乳用牛又は肉用牛）、豚又は鶏（採卵鶏又はブロイラー）であること。

2. 支援対象の方法論

(参考) 本支援で対象となる各方法論の内容及び適用条件 (2/4)

方法論No.	方法論名称	方法論の対象	適用条件
AG-003	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	茶の栽培において、茶園に硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥し、プロジェクト実施前の肥料施肥量を減らすことで、土壌からのN ₂ O排出量を削減する。	<ul style="list-style-type: none"> 条件 1：プロジェクト実施前に使用している石灰窒素以外の窒素含有化学肥料又は有機肥料を、プロジェクト実施後は硝化抑制剤であるジシアンジアミドが混合された化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料に代替すること。 条件 2：硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥する土壌で栽培する作物は、茶であること。 条件 3：プロジェクト実施前後で、肥料の施肥方法、茶樹の落葉の管理方法、剪定枝の管理方法のいずれについても変更がないこと。 条件 4：窒素含有化学肥料又は有機肥料の平均施肥量について、プロジェクト実施前 1 年間以上のデータがあること。
AG-004	バイオ炭の農地施用	バイオ炭を農地土壌へ施用し、難分解性の炭素を土壌に貯留する活動を対象とする（炭素を土壌に貯留することにより、本来ならば排出されるはずだったCO ₂ の排出量を削減する）。	<ul style="list-style-type: none"> 条件 1：バイオ炭を、農地法第 2 条に定める「農地」又は「採草放牧地」における鉍質の土壌に施用すること。 条件 2：施用するバイオ炭は、炭素含有率及び 100 年後の炭素残存率のデフォルト値が適用できる種類であること、又はそのようなデフォルト値が適用できる原料及び製炭温度により製造されたものであることが、客観的に確認できること。 条件 3：バイオ炭の原料として木材（竹も含む）を使用する場合、当該原料は国内産であること。 条件 4：バイオ炭の原料は、未利用の生物資源であること。また、農地施用を用途とするバイオ炭の製造を目的として主伐された木材でないこと。 条件 5：バイオ炭の原料には、異物、塗料、接着剤、防腐剤、薬剤、有害物が含まれてないこと。また、その入手・使用にあたって法令違反や不適切な手続がないこと。
AG-005	水稻栽培における中干し期間の延長	水稻の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からのCH ₄ 排出量を抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> 条件：水稻栽培において、中干しの期間を、プロジェクト実施水田（以下、「当該水田」という。）におけるプロジェクト実施前の直近 2 か年以上の実施日数の平均より 7 日間以上延長すること。

2. 支援対象の方法論

(参考) 本支援で対象となる各方法論の内容及び適用条件 (3/4)

方法論No.	方法論名称	方法論の対象	適用条件
EN-S-001	ボイラーの導入	効率のよいボイラーを導入することにより、化石燃料及び電力の使用量を削減する。	<ul style="list-style-type: none">条件 1：プロジェクト登録基準を満たすボイラーを導入すること。条件 2：ベースラインの設備を特定できること。条件 3：ボイラーで生産した蒸気、温水又は熱媒油の熱の全部又は一部を自家消費すること。条件 4：プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。
EN-S-002	ヒートポンプの導入	効率のよいヒートポンプを導入することにより、化石燃料等の使用量を削減する。	<ul style="list-style-type: none">条件 1：プロジェクト登録基準を満たすヒートポンプを導入すること。条件 2：ベースラインの設備を特定できること。条件 3：ヒートポンプで生産した温水、冷水又は蒸気の熱の全部又は一部を自家消費すること。条件 4：プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。
EN-S-004	空調設備の導入	効率のよい空調設備を導入することにより、化石燃料等の使用量を削減する。	<ul style="list-style-type: none">条件 1：プロジェクト登録基準を満たす空調設備を導入すること。条件 2：ベースラインの設備を特定できること。条件 3：空調設備で生産した暖気又は冷気の全部又は一部を自家消費すること。条件 4：プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。

2. 支援対象の方法論

(参考) 本支援で対象となる各方法論の内容及び適用条件 (4/4)

方法論No.	方法論名称	方法論の対象	適用条件
EN-R-001	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替	ボイラー若しくはストーブ等の熱源設備、自家発電機等の発電設備又はコージェネレーション等（以下「対象設備」という。）において木質バイオマスを原料とするバイオマス固形燃料（木質ペレット、木質チップ又は薪等）を使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する。	<ul style="list-style-type: none"> 条件 1：バイオマス固形燃料が対象設備で使用される化石燃料若しくは系統電力を代替すること又はバイオマス固形燃料で発電された電力が系統電力等を代替すること。 条件 2：原則として、バイオマス固形燃料を利用する対象設備で生産した熱及び電力の全部又は一部を、自家消費すること。 条件 3：バイオマス固形燃料の原料は、未利用の木質バイオマスであること。また、建築廃材以外の木質バイオマスについては、伐採に当たって法令に従い適切に手続が行われた木材に由来するものであること。輸入された木質バイオマスについては、その流通・加工を行う取扱者から、持続可能性（合法性）が証明された木材・木材製品を用いることを証明する書類の交付を受けること。 条件 4：ペレットストーブ等の家庭用暖房に限り、使用される木質バイオマスは、建築廃材ではないこと。 条件 5：化石燃料からバイオマス固形燃料への代替だけでなく、設備の導入を伴う場合は、当該対象設備に対応する方法論に定める適用条件を満たすこと。ただし、プロジェクト実施前後での対象設備の効率向上に関する条件は除く。 条件 6：プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。
EN-R-005	バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替	ボイラー等の熱源設備、自家発電等の発電設備又はコージェネレーション（以下「対象設備」という。）において廃棄物を原料とするバイオマス固形燃料を使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する。	<ul style="list-style-type: none"> 条件 1：バイオマス固形燃料が対象設備で使用される化石燃料を代替する、又はバイオマス固形燃料で発電された電力の全部又は一部が系統電力等を代替すること。 条件 2：原則としてバイオマス固形燃料を利用する対象設備で生産した熱及び電力の全部又は一部を、自家消費すること。 条件 3：バイオマス固形燃料は、未利用の廃棄物系バイオマス（下水汚泥、製紙汚泥、農業廃棄物、畜産廃棄物等）を原料とするものであること。原料を加工せず燃料として利用する場合（糞、鶏糞等）もバイオマス固形燃料に含める。農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入されたものに限り）を原料とする燃料については、その持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB、GGL 又は ISCC Japan FIT 又は MSPO Part4-1,4-2,4-3）により持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。食料競合の懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されFIT制度の対象となっていること。 条件 4：バイオマス固形燃料の使用にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、関連する法令等を遵守し、必要な許認可等を取得していること。日本産業規格（JIS）等の技術規格が制定されている種類のバイオマス固形燃料については、当該規格を満たすものであること。 条件 5：化石燃料からバイオマス固形燃料への代替だけでなく、設備の導入を伴う場合は、当該対象設備に対応する方法論に定める適用条件を満たすこと。ただし、プロジェクト実施前後での対象設備の効率向上に関する条件は除く。



**Envision the value,
Empower the change**